

前浜海水浴場の
栈敷がリニューアル!

2011年 夏、開幕!



市内海水浴場合同

海開き式

野田浜・前浜・白浜海水浴場
マリンパークありえ

7月16日(土) 午前10時～

前浜海水浴場 栈敷

●主催 南島原ひまわり観光協会

☎0957 (76) 1800

待ちました!

海開き
7月16日(土)

今年の夏も“海”に出かけよう!



マリンフェスタ in くちのつ 2011

16日(土)

オープニング
南島原市芸能祭
漁船パレード

13:00～21:00

17日(日)

マリンイベント
フリーステージ
花火大会

10:00～21:00

主会場：口之津緑地公園



優勝賞金
10万円

第8回 島原半島ペーロン大会
出場者募集 応募締切：7月8日(金)

7月17日(日) 13:00～

定員 19人～25人(太鼓打ち1人・鐘打ち1人・舵取り1人含む)

無料

●募集チーム数…20チーム(定数に達し次第締め切り)

花火大会 20:30～

港の中心で打ち上げられる花火。
360度全域が一等の観覧席です。
穏やかな水面に映える花火を今年もお楽しみください。

「ペーロン体験」

7月16日(土) 13:00～16:00

無料

●参加資格…年齢性別問わず、どなたでも参加できます。

●受付方法…当日乗船場所にて受付。

※ただし、団体(10人以上)の場合は、7月8日(金)までに申し込んでください。

「モーターボート体験クルージング」

7月17日(日) 13:00～17:00

無料

定員 30人程度

※定員になり次第、締め切り

7月8日(金)

「イルカウォッチング」

7月17日(日) 11:00～/13:00～(2回出航)

1,000円/人(マリンフェスタ特別価格)

定員 120人(午前60人/午後60人)

※定員になり次第、締め切り

7月8日(金)

「口洋丸体験航海」

7月17日(日) 10:30～(1回のみ)

無料

定員 30人

※定員になり次第、締め切り

7月8日(金)

図 マリンフェスタ振興委員会事務局 ☎0957(86)3132 企画振興課 ☎050(3381)5030

●主催/マリンフェスタ振興委員会 ●共催/南島原市・口之津町観光協会・南島原市商工会

市役所の担当課がわからないときは ☎050(3381)5000(代表)へ

☑/申込方法 ☑/お問い合わせ ☑/日時 ☑/場所 ☑/対象者 ☑/定員 ☑/料金

南島原 にゅーす
Minamishimabara city INFORMATION & NEWS

テレビのアナログ放送は 7月24日に終了し、 デジタル放送に 完全移行します。

図 総務省長崎県テレビ受信者支援センター



デジサポ長崎

☎095(804)5500

[平 日] 午前9時～午後9時

[土日祝] 午前9時～午後6時

今ご覧になっているテレビが、もしアナログテレビの場合、7月24日にはあなたのテレビは映らなくなります。地デジの準備は、お早めに!

不要なテレビは適正に排出を!

図 環境課 ☎050(3381)5041

地上デジタル放送の開始が始まりますが、いらなくなったアナログテレビの処分は、きちんとしていますか? テレビは、家電リサイクル法に基づいたリサイクルが義務付けられています。適正なりサイクルの順守と不法投棄の防止にご協力ください。

不要なテレビを処分するときは?

古いテレビは、購入した電器店または量販店などで、処分の手続きをしてください。

教えて! 国民年金

国民年金の保険料免除制度について

国民年金には、所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な人のための保険料免除制度があります。

▶全額免除…本人、その配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合

▶一部納付(一部免除)…世帯の所得が低いものの全額免除に満たない場合

▶若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象。世帯主の所得が多く、保険料免除に該当しない場合でも、本人、配偶者のみの所得で審査する。

※いずれも本人の申請が必要です。なお、保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効となり、未納扱いとなりますのでご注意ください。

※これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は、全額納付したとはみなされませんのでご注意ください。

申込期限 8月31日(水)

昭和36年にご結婚の ご夫婦は届け出を!

図 福祉課 高齢福祉班 ☎050(3381)5051
または 各支所

金婚式。それは、お二人が、共に健やかに、仲むつまじく過ごして来たあかし。

それだけに、金婚式は本人やご家族だけでなく地域社会にとってもうれしいできごとです。

市では、ご結婚50年(昭和36年にご結婚)の記念の年を迎えるご夫婦に対し、ささやかではありますが、祝状および祝い金をお贈りしています。該当するご夫婦は、お届けください。

●該当要件：おおむね次のとおりです。

①平成23年1月1日現在、市の住民であること

②平成23年1月1日から12月31日までに、婚姻期間が50年となるご夫婦

※詳細はお問い合わせください。

申込期限…8月31日(水)

※申し込みには、印鑑をご持参ください。また、その際に戸籍簿を確認しますので、あらかじめご了承ください。

▶免除期間の納付したとみなされる額

(納付した場合との比率)

・全額免除…8分の4

・1/4納付…8分の5

・1/2納付…8分の6

・3/4納付…8分の7

免除の受付開始および審査の起算日

毎年7月1日(1年間)。詳細は、諫早年金事務所または保険年金課にお問い合わせください。

図 諫早年金事務所 ☎0957(25)1666

保険年金課 ☎050(3381)5039

または各支所



「チャレンジ」マリンフェスタinくちのつ2011
テーマ「チャレンジ」マリンフェスタinくちのつ2011

さがあがりができるようになりたいです

テーマ「チャレンジ」マリンフェスタinくちのつ2011

